

野洲市立地適正化計画

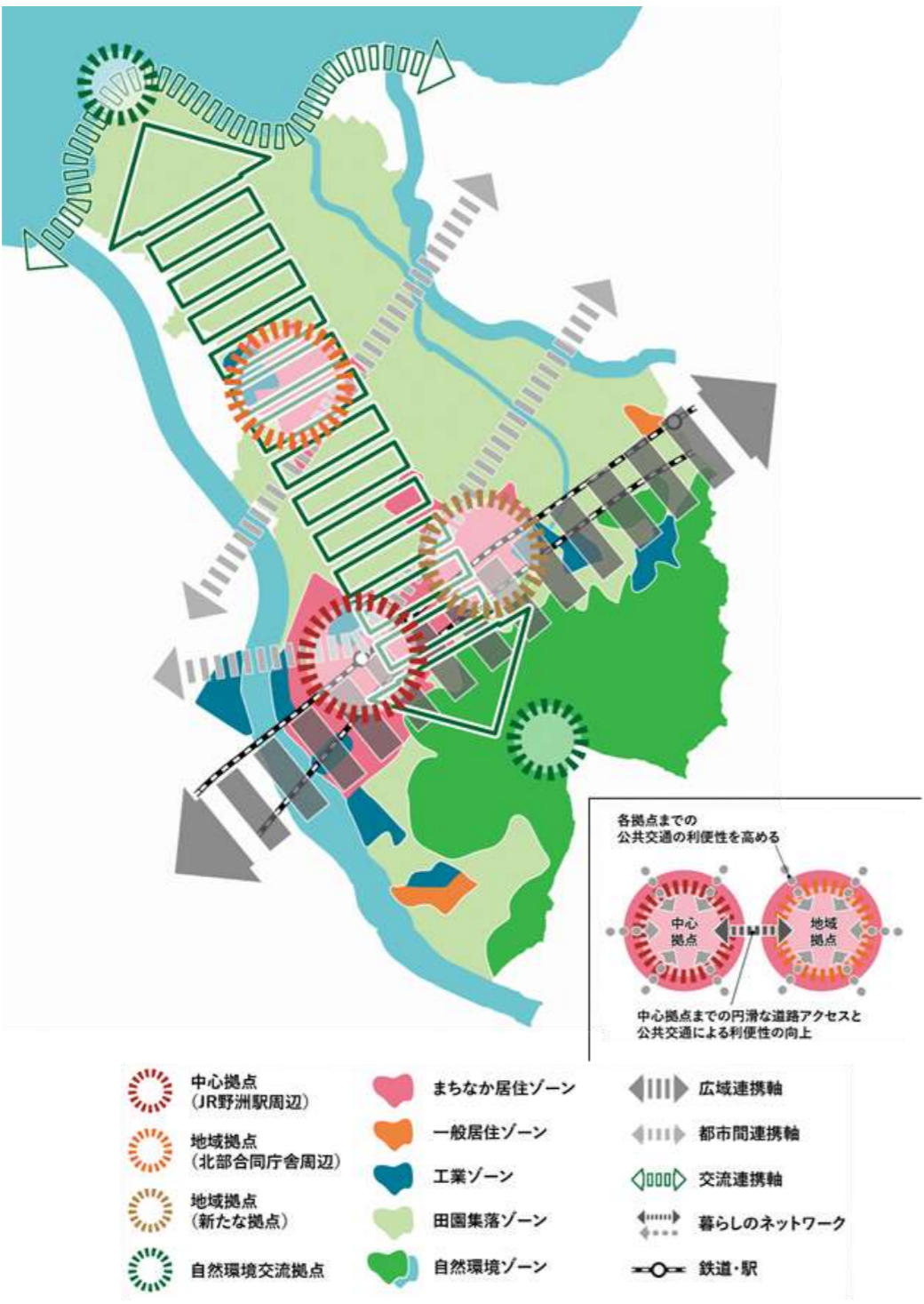
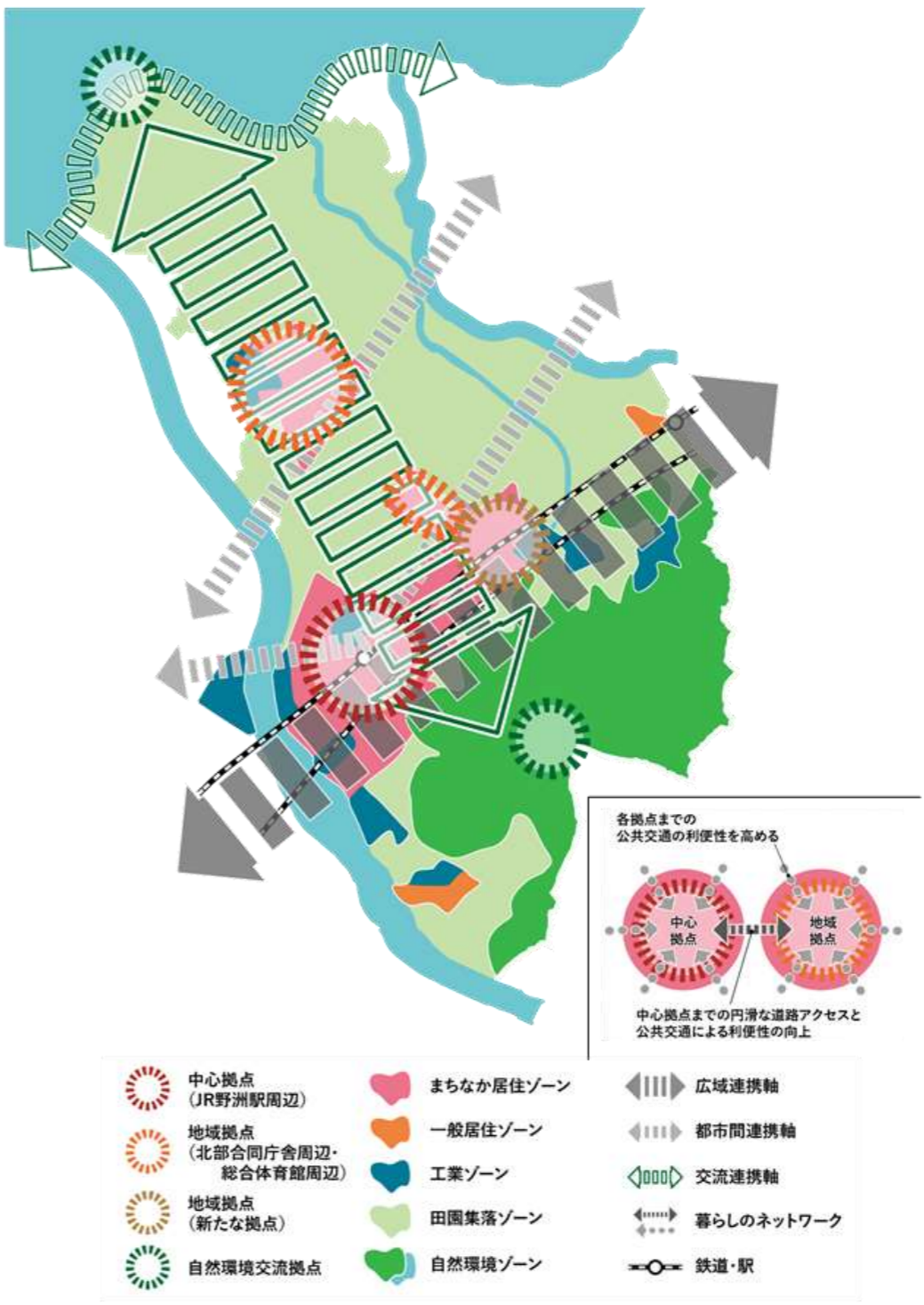
一部改訂（案） 対照表

- ・ 対照表の一番左の列に、計画改訂（案）本紙の該当ページを記載しています。
- ・ この対照表では、今回の一部改訂の趣旨により改訂を行う部分に絞り、改訂箇所を抜粋して作成しています。（第1章～第3章は対照表には載せておりません。）
- ・ 対照表に記載のない箇所につきましては、計画改訂（案）本紙をご覧ください。

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 |
|--|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| <p>【61 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 4. 目指すべき都市の骨格構造 2) 拠点の設定 拠点位置図</p> | <p>図 4.2 拠点位置図</p> | <p>図 4.2 拠点位置図</p> | <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> |
| (中略) | (中略) | (中略) | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 |
|--|---|--|---------------------------------|
| <p>【63 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 4. 目指すべき都市の骨格構造 5) 目指すべき都市の骨格構造図</p> |  <p>各拠点までの公共交通の利便性を高める</p> <p>中心拠点までの円滑な道路アクセスと公共交通による利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 (JR野洲駅周辺) 地域拠点 (北部合同庁舎周辺) 地域拠点 (新たな拠点) 自然環境交流拠点 まちなか居住ゾーン 一般居住ゾーン 工業ゾーン 田園集落ゾーン 自然環境ゾーン 広域連携軸 都市間連携軸 交流連携軸 暮らしのネットワーク 鉄道・駅 <p>図 4.3 目指すべき都市の骨格構造図</p> |  <p>各拠点までの公共交通の利便性を高める</p> <p>中心拠点までの円滑な道路アクセスと公共交通による利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 (JR野洲駅周辺) 地域拠点 (北部合同庁舎周辺・総合体育館周辺) 地域拠点 (新たな拠点) 自然環境交流拠点 まちなか居住ゾーン 一般居住ゾーン 工業ゾーン 田園集落ゾーン 自然環境ゾーン 広域連携軸 都市間連携軸 交流連携軸 暮らしのネットワーク 鉄道・駅 <p>図 4.3 目指すべき都市の骨格構造図</p> | <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 |
|--|--|---|---|
| <p>【64 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 5.課題解決のための施策・誘導方針 1) 都市機能及び居住に関する誘導方針</p> <p>【64 ページ】 第4章. 都市づくりの基本方針 5.課題解決のための施策・誘導方針 2) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針</p> | <p>5.課題解決のための施策・誘導方針</p> <p>(中略)</p> <p>1) 都市機能及び居住に関する誘導方針 少子高齢化・人口減少の中にあっても各種サービスの効率的な提供が図られるよう、各種生活サービス施設が集積している <u>2 つの拠点（JR野洲駅周辺及び北部合同庁舎周辺</u>）において、都市機能の維持・増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p><拠点利用を高める公共交通網の強化> 拠点の利用促進を図るため、<u>拠点へのバスの</u> <u>ア</u> <u>ク</u> <u>セ</u> <u>ス</u> <u>性</u> <u>の</u> <u>向</u> <u>上</u> <u>を</u> <u>図</u> <u>る</u> <u>と</u> <u>と</u> <u>も</u> <u>に</u>、拠点内の歩行環境の充実等により、高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅を図り、自家用車に依存し過ぎない環境の構築と、健康増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>2) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針</p> <p>(中略)</p> <p>このため野洲市では、従来どおり施設所管課単独で検討するのではなく、全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ、中長期的な公共施設の統廃合により、中心拠点（JR野洲駅周辺地域）や地域拠点（北部合同庁舎周辺地域 <u>_____</u>）を主とした公共施設の適正配置を推進します。</p> | <p>5.課題解決のための施策・誘導方針</p> <p>(中略)</p> <p>1) 都市機能及び居住に関する誘導方針 少子高齢化・人口減少の中にあっても各種サービスの効率的な提供が図られるよう、各種生活サービス施設が集積している <u>3 つの拠点（JR野洲駅周辺、北部合同庁舎周辺及び総合体育館周辺</u>）において、都市機能の維持・増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p><拠点利用を高める公共交通網の強化> 拠点の利用促進を図るため、<u>拠点間及び周辺地域から拠点への公共交通による</u> <u>ア</u> <u>ク</u> <u>セ</u> <u>ス</u> <u>性</u> <u>の</u> <u>向</u> <u>上</u> <u>を</u> <u>図</u> <u>る</u> <u>と</u> <u>と</u> <u>も</u> <u>に</u>、拠点内の歩行環境の充実等により、高齢者を中心に「歩く」外出機会の増幅を図り、自家用車に依存し過ぎない環境の構築と、健康増進を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>2) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針</p> <p>(中略)</p> <p>このため野洲市では、従来どおり施設所管課単独で検討するのではなく、全市的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ、中長期的な公共施設の統廃合により、中心拠点（JR野洲駅周辺地域）や地域拠点（北部合同庁舎周辺地域 <u>及び総合体育館周辺地域</u>）を主とした公共施設の適正配置を推進します。</p> | <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 |
|--|--|--|---------------------------------|
| <p>【65 ページ】 第4章 都市づくりの基本方針 6.課題解決までのストーリー 1) 都市機能及び居住に関する誘導方針 図 課題解決までのストーリー</p> | <p>6.課題解決までのストーリー (中略)</p> <p>図 4.4 課題解決までのストーリー</p> | <p>6.課題解決までのストーリー (中略)</p> <p>図 4.4 課題解決までのストーリー</p> | <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|---------------|------|------|------|----|---|---|-----|---|---|------|------|--------------|---------------|-------|---------|---|---|--------|-------------|---|---|-------------|---|---|------|---------|---|---|--|--------|--|------|------|------|----|---|---|-----|---|---|------|------|---|---|-------|---------|---|---|--------|-------------|---|---|-------------|---|---|------|---------|---|---|---|
| <p>【68 ページ】 第5章. 都市機能誘導区域 2. 都市機能誘導区域の設定 1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方</p> <p>【73 ページ】 第5章. 都市機能誘導区域 3. 誘導施設の設定 3) 誘導施設の設定 (3) 誘導施設</p> | <p>第5章. 都市機能誘導区域</p> <p>(中略)</p> <p>2. 都市機能誘導区域の設定</p> <p>1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方</p> <p>野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域」という区域設定の考え方に基づき、中心拠点（JR野洲駅周辺）及び地域拠点（北部合同庁舎周辺）において、以下の期待される役割を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>3) 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 誘導施設</p> <p>誘導施設は、以下のように設定します。</p> <p style="text-align: center;">表 5.5 誘導施設</p> <table border="1" data-bbox="492 1535 1433 1919"> <thead> <tr> <th colspan="2">都市機能分類</th> <th>中心拠点</th> <th>地域拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設</td> <td>○ (野洲市役所)</td> <td>○ (北部合同庁舎)</td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール）</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む）</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>●：魅力創出施設、○：都市機能維持施設、—：該当しない項目</p> | 都市機能分類 | | 中心拠点 | 地域拠点 | 医療機能 | 病院 | ● | — | 診療所 | ○ | ○ | 行政機能 | 行政施設 | ○ (野洲市役所) | ○ (北部合同庁舎) | 子育て機能 | 子育て支援施設 | ● | ● | 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） | ● | — | 図書館（分館等を含む） | ● | ● | 商業機能 | 大規模小売店舗 | ● | ● | <p>第5章. 都市機能誘導区域</p> <p>(中略)</p> <p>2. 都市機能誘導区域の設定</p> <p>1) 都市機能誘導区域設定における基本的な考え方</p> <p>野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域」という区域設定の考え方に基づき、中心拠点（JR野洲駅周辺）及び地域拠点（北部合同庁舎周辺）において、以下の期待される役割を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。<u>また、都市機能誘導区域は都市再生特別措置法に基づき市街化区域内で設定します。</u></p> <p><u>なお、地域拠点（総合体育館周辺）については、中心的な施設となる野洲市総合体育館や整備を進めている市立病院の立地が市街化調整区域であることを踏まえ、都市機能誘導区域は設定しませんが、当該地区の都市機能の誘導等に関する今後の方針については、第7章にて整理します。</u></p> <p>(中略)</p> <p>3. 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>3) 誘導施設の設定</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 誘導施設</p> <p>誘導施設は、以下のように設定します。</p> <p style="text-align: center;">表 5.5 誘導施設</p> <table border="1" data-bbox="1486 1535 2427 1919"> <thead> <tr> <th colspan="2">都市機能分類</th> <th>中心拠点</th> <th>地域拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール）</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む）</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>●：魅力創出施設、○：都市機能維持施設、—：該当しない項目</p> | 都市機能分類 | | 中心拠点 | 地域拠点 | 医療機能 | 病院 | ● | ● | 診療所 | ○ | ○ | 行政機能 | 行政施設 | ○ | — | 子育て機能 | 子育て支援施設 | ● | ● | 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） | ● | — | 図書館（分館等を含む） | ● | ● | 商業機能 | 大規模小売店舗 | ● | ● | <p>地域拠点（総合体育館周辺）の取り扱いに関して追記。</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）については、「第7章. 総合体育館周辺に関する方針」で整理。</p> |
| 都市機能分類 | | 中心拠点 | 地域拠点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療機能 | 病院 | ● | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 診療所 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政機能 | 行政施設 | ○ (野洲市役所) | ○ (北部合同庁舎) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） | ● | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 図書館（分館等を含む） | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市機能分類 | | 中心拠点 | 地域拠点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療機能 | 病院 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 診療所 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政機能 | 行政施設 | ○ | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） | ● | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 図書館（分館等を含む） | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------------------------------|------|--|---|------|--|-------|--|--------|--|---|------|--|--|--------|----|------|--|---|------|---|-------|--|--------|--|---|------|--|---|
| | <p style="text-align: center;">表 5.6 誘導施設の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都市機能分類</th> <th style="width: 15%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設</td> </tr> <tr> <td>診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 ● 地方自治法第155条第1項に規定される「支所又は出張所」のうち、野洲市市民サービスセンター条例第2条で規定される施設</td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設</td> </tr> </tbody> </table> | 都市機能分類 | 定義 | 医療機能 | 病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設 | 診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設 | 行政機能 | 行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 ● 地方自治法第155条第1項に規定される「支所又は出張所」のうち、野洲市市民サービスセンター条例第2条で規定される施設 | 子育て機能 | 子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設 | 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設 | 図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設 | 商業機能 | 大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設 | <p style="text-align: center;">表 5.6 誘導施設の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都市機能分類</th> <th style="width: 15%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療機能</td> <td>病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設</td> </tr> <tr> <td>診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設</td> </tr> <tr> <td>行政機能</td> <td>行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 <hr/><hr/></td> </tr> <tr> <td>子育て機能</td> <td>子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育文化機能</td> <td>文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設</td> </tr> <tr> <td>商業機能</td> <td>大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設</td> </tr> </tbody> </table> | 都市機能分類 | 定義 | 医療機能 | 病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設 | 診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設 | 行政機能 | 行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 <hr/> <hr/> | 子育て機能 | 子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設 | 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設 | 図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設 | 商業機能 | 大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設 | <p>野洲市市民サービスセンターは、令和5年3月に廃止されたことから削除。</p> |
| 都市機能分類 | 定義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療機能 | 病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政機能 | 行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 ● 地方自治法第155条第1項に規定される「支所又は出張所」のうち、野洲市市民サービスセンター条例第2条で規定される施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市機能分類 | 定義 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療機能 | 病院 ● 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」のうち、内科、外科、小児科及びリハビリテーション科を有する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 診療所 ● 医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」のうち、内科または外科を診療科目として有する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政機能 | 行政施設 ● 地方自治法第4条第1項に規定される「事務所」のうち、野洲市役所の位置を定める条例で規定される施設 <hr/> <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て機能 | 子育て支援施設 ● 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を行う施設 ● 児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」に該当する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育文化機能 | 文化施設（文化ホール） ● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に規定される「劇場、音楽堂等」に該当する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 図書館（分館等を含む） ● 図書館法第2条第1項に規定される「図書館」に該当する施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業機能 | 大規模小売店舗 ● 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等を含む）で、生鮮食品及び日用品を取扱う施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【76ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 1) 居住誘導区域設定における基本的な考え方</p> | <p>第6章. 居住誘導区域 (中略) 2. 居住誘導区域の設定 1) 居住誘導区域設定における基本的な考え方 野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「都市機能や居住が一定程度集積している区域」や「都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域」という区域設定の考え方に基づき、以下の期待される役割も踏まえ、居住誘導区域の設定を行います。 <hr/><hr/> (中略)</p> | <p>第6章. 居住誘導区域 (中略) 2. 居住誘導区域の設定 1) 居住誘導区域設定における基本的な考え方 野洲市では、都市計画運用指針に記載されている「都市機能や居住が一定程度集積している区域」や「都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域」という区域設定の考え方に基づき、以下の期待される役割も踏まえ、居住誘導区域の設定を行います。<u>また、居住誘導区域は都市再生特別措置法に基づき市街化区域内で設定します。</u> <u>なお、地域拠点（総合体育館周辺）の市街化調整区域部分の居住誘導の考え方については、第7章にて整理します。</u> (中略)</p> | <p>地域拠点（総合体育館周辺）の取り扱いに関して追記。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------|-----------------|-----------------------------------|---------------|---|---------------|---|---------------|--|------|-----------------|---|---------------|--|--|--|------------------------|---------------|----------------------|---------------|--|------------------------|--|-----------------------------------|--|-------------------------------------|--|---|--|----------------------------------|--|------|-----------------|--------------------------|-------------------|--|---------------|----------------------------------|---------------|-------------------------------------|---------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|---------------------------------------|---------------|--|
| <p>【79 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認</p> | <p>4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 下記の各項目について野 洲市における現状を把握 した上で、居住誘導区域 に定め ない区域の確認を行います。</p> <p>表 6.1 居住誘導区域に 定め ない区域の確認項目</p> <table border="1" data-bbox="486 520 1439 747"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住誘導区域に定め ない区域の確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="486 827 1439 1241"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>● 指定あり →区域から除外</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>特別地域（自然公園法）、保全林（森林法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table> | 居住誘導区域に定め ない区域の確認項目 | | ・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」 | | ・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」 | | ・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」 | | ・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」 | | 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | 市街化調整区域 | ● 指定あり →区域から除外 | 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る） | ● 市街化区域内に指定なし | 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法） | ● 市街化区域内に指定なし | 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） | ● 市街化区域内に指定なし | <p>4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 下記の各項目について野 洲市における現状を把握 した上で、居住誘導区域 に定め ない区域の確認を行います。</p> <p>表 6.1 居住誘導区域に 定め ない区域の確認項目</p> <table border="1" data-bbox="1475 520 2427 747"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住誘導区域に定め ない区域の確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="1475 827 2427 1482"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア.</u> 市街化調整区域（都市計画法）</td> <td>● 指定あり →区域から除外</td> </tr> <tr> <td><u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>ウ.</u> 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>エ.</u> 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） 等</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>オ.</u> 地すべり防止区域（地すべり防止法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>カ.</u> 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>キ.</u> 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>ク.</u> 浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table> | 居住誘導区域に定め ない区域の確認項目 | | ・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」 | | ・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」 | | ・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」 | | ・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」 | | 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | <u>ア.</u> 市街化調整区域（都市計画法） | ● 指定あり →区域から除外 | <u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る） | ● 市街化区域内に指定なし | <u>ウ.</u> 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法） | ● 市街化区域内に指定なし | <u>エ.</u> 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） 等 | ● 市街化区域内に指定なし | <u>オ.</u> 地すべり防止区域（地すべり防止法） | ● 市街化区域内に指定なし | <u>カ.</u> 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） | ● 市街化区域内に指定なし | <u>キ.</u> 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） | ● 市街化区域内に指定なし | <u>ク.</u> 浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法） | ● 市街化区域内に指定なし | <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p> |
| 居住誘導区域に定め ない区域の確認項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市街化調整区域 | ● 指定あり →区域から除外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 居住誘導区域に定め ない区域の確認項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市再生法、同法施行令により、「居住誘導区域に設定できない区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ア.</u> 市街化調整区域（都市計画法） | ● 指定あり →区域から除外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ウ.</u> 農用地区域（農振法）、農地・牧草地（農地法） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>エ.</u> 特別地域（自然公園法）、保全林（森林法） 等 | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>オ.</u> 地すべり防止区域（地すべり防止法） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>カ.</u> 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>キ.</u> 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ク.</u> 浸水被害防止区域 （特定都市河川浸水被害対策法） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【79 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 (1) 都市再生法、同法施行令 により、「居住誘導区域に 設定できない区域」</p> | <p>(2) 都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="486 1562 1439 1877"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域 （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table> | 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | 土砂災害特別警戒区域 | ● 市街化区域内に指定なし | 災害危険区域 （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） | ● 市街化区域内に指定なし | 急傾斜地崩壊危険区域 | ● 市街化区域内に指定なし | <p>(2) 都市計画運用指針により、「原則として居住誘導区域に設定できない区域」</p> <table border="1" data-bbox="1475 1562 2427 1797"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野洲市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア.</u> 津波災害特別警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> <tr> <td><u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）</td> <td>● 市街化区域内に指定なし</td> </tr> </tbody> </table> | 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | <u>ア.</u> 津波災害特別警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律） | ● 市街化区域内に指定なし | <u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） | ● 市街化区域内に指定なし | <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土砂災害特別警戒区域 | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害危険区域 （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象区域 | 野洲市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ア.</u> 津波災害特別警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>イ.</u> 災害危険区域（建築基準法） （住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） | ● 市街化区域内に指定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

野州市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
| <p>【80 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 (3)都市計画運用指針によ り、「適当でないと判断さ れる場合は原則として居住 誘導区域に含まない区域」</p> | <p>(3)都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」</p> <table border="1" data-bbox="477 317 1448 835"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野州市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない </td> </tr> <tr> <td>浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度 マップ 1/10 確率)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む </td> </tr> </tbody> </table> | 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | 土砂災害警戒区域 | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない | 浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度 マップ 1/10 確率) | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む | <p>(3)都市計画運用指針により、「適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」</p> <table border="1" data-bbox="1466 317 2436 961"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野州市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア. 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(46 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない </td> </tr> <tr> <td><u>イ. 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくり に関する法律)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>市街化区域内に指定なし</u> </td> </tr> <tr> <td><u>ウ. 浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度 マップ 1/10 確率)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(46 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む </td> </tr> <tr> <td><u>エ. その他の調査結果 等により判明した災 害の発生のおそれの ある区域</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>主に土砂災害危険箇所等が該当するが、前述の類似区域において居住誘導区域からの除外を判断しているため、考慮しない</u> </td> </tr> </tbody> </table> | 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | <u>ア. 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)</u> | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(46 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない | <u>イ. 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくり に関する法律)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>市街化区域内に指定なし</u> | <u>ウ. 浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度 マップ 1/10 確率)</u> | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(46 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む | <u>エ. その他の調査結果 等により判明した災 害の発生のおそれの ある区域</u> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>主に土砂災害危険箇所等が該当するが、前述の類似区域において居住誘導区域からの除外を判断しているため、考慮しない</u> | <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p> | | |
| 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土砂災害警戒区域 | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度 マップ 1/10 確率) | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(44 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ア. 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)</u> | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、土砂災害警戒区域と重なる部分がある。(46 ページ参照) →区域から原則除外 ※防災対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>イ. 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくり に関する法律)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>市街化区域内に指定なし</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ウ. 浸水想定区域 (滋賀県地先の安全度 マップ 1/10 確率)</u> | <ul style="list-style-type: none"> 一部の市街化区域において、浸水想定 50cm 以上となっている。(46 ページ参照) →区域から原則除外 ※浸水対策がなされていると判断できる場合は、この限りではない →浸水想定 50cm 以上となっている市街化区域では、既に居住地を形成している地域もあるため、河川改修やハザードマップの配布等、ソフト・ハード面で対策を実施している。今後は、更なる防災対策を推進することを基本とし、区域に含む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>エ. その他の調査結果 等により判明した災 害の発生のおそれの ある区域</u> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>主に土砂災害危険箇所等が該当するが、前述の類似区域において居住誘導区域からの除外を判断しているため、考慮しない</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【81 ページ】 第6章. 居住誘導区域 2. 居住誘導区域の設定 4) 居住誘導区域に定め ない区域の確認 (4)都市計画運用指針によ り、「慎重に判断を行うこ とが望ましい区域」</p> | <p>(4)都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</p> <table border="1" data-bbox="477 1041 1448 1633"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野州市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域のうち工業専 用地域、流通業務地区 等、法令により住宅の 建築が制限されている 区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R 敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td>特別用途地区、地区計 画等のうち、条例によ り住宅の建築が制限さ れている区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td>過去に住宅地化を進め たものの居住の集積が 実現せず、空き地等が 散在している区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> | 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | 用途地域のうち工業専 用地域、流通業務地区 等、法令により住宅の 建築が制限されている 区域 | <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R 敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 | 特別用途地区、地区計 画等のうち、条例によ り住宅の建築が制限さ れている区域 | <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 | 過去に住宅地化を進め たものの居住の集積が 実現せず、空き地等が 散在している区域 | <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし | <p>(4)都市計画運用指針により、「慎重に判断を行うことが望ましい区域」</p> <table border="1" data-bbox="1466 1041 2436 1879"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>野州市における状況及び対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア. 用途地域のうち工 業専用地域、流通業 務地区等、法令によ り住宅の建築が制限 されている区域</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R 敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td><u>イ. 特別用途地区、地 区計画等のうち、条 例により住宅の建築 が制限されている区 域</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 </td> </tr> <tr> <td><u>ウ. 過去に住宅地化を 進めたものの居住の 集積が実現せず、空 き地等が散在してい る区域</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし </td> </tr> <tr> <td><u>エ. 工業系用途地域が 定められているもの の工場の移転により 空地化が進展してい る区域であって、引 き続き居住の誘導を 図るべきではない区 域</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>該当する空地等は存在しない。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> | 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | <u>ア. 用途地域のうち工 業専用地域、流通業 務地区等、法令によ り住宅の建築が制限 されている区域</u> | <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R 敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 | <u>イ. 特別用途地区、地 区計画等のうち、条 例により住宅の建築 が制限されている区 域</u> | <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 | <u>ウ. 過去に住宅地化を 進めたものの居住の 集積が実現せず、空 き地等が散在してい る区域</u> | <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし | <u>エ. 工業系用途地域が 定められているもの の工場の移転により 空地化が進展してい る区域であって、引 き続き居住の誘導を 図るべきではない区 域</u> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>該当する空地等は存在しない。</u> | <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法の改正等を踏まえ、記載内容を修正</p> |
| 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用途地域のうち工業専 用地域、流通業務地区 等、法令により住宅の 建築が制限されている 区域 | <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R 敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別用途地区、地区計 画等のうち、条例によ り住宅の建築が制限さ れている区域 | <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去に住宅地化を進め たものの居住の集積が 実現せず、空き地等が 散在している区域 | <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象区域 | 野州市における状況及び対応方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ア. 用途地域のうち工 業専用地域、流通業 務地区等、法令によ り住宅の建築が制限 されている区域</u> | <ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域、工業地域、準工業地域がある。 →工業専用地域については、現在工業系用途として特化しているエリアは、将来にわたり工業系用途として特化すると設定されるため、区域から除外 →工業地域、準工業地域については、住居系以外の用途（J R 敷地及び事業所利用）に特化しているエリアは、将来にわたり住居系以外の用途として特化すると設定されるため、区域から除外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>イ. 特別用途地区、地 区計画等のうち、条 例により住宅の建築 が制限されている区 域</u> | <ul style="list-style-type: none"> 大篠原地区地区計画の一部、三上小中小路工業団地地区計画、「小篠原台」地区計画の一部、三上妙光寺地区計画では専用住宅の開発が制限されている。 →今後も住宅の開発が制限されると設定されるため、区域から除外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>ウ. 過去に住宅地化を 進めたものの居住の 集積が実現せず、空 き地等が散在してい る区域</u> | <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内は、住宅等がすでに集積しており、目立った空き地等は存在しない。 →除外対象はなし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>エ. 工業系用途地域が 定められているもの の工場の移転により 空地化が進展してい る区域であって、引 き続き居住の誘導を 図るべきではない区 域</u> | <ul style="list-style-type: none"> ● <u>該当する空地等は存在しない。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 |
|---|----|--|------|
| <p>【85～87 ページ】 第7章. 総合体育館周辺に関する方針</p> <p>【89～108 ページ】 第8章. 防災指針 1. 防災指針について</p> | | <p><u>第7章. 総合体育館周辺に関する方針</u></p> <div data-bbox="1576 369 2347 506" style="border: 1px solid black; background-color: #f4b084; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>新規に章を追加。計画（案）本紙参照。</p> </div> <p><u>第8章. 防災指針</u></p> <div data-bbox="1576 684 2347 821" style="border: 1px solid black; background-color: #f4b084; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>新規に章を追加。計画（案）本紙参照。</p> </div> | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|--------|-----------------------------|--|-------------------------------|---|---|--|------------------|----------------------------|---|----------------------------|---|---|--|-------------------------------|--|-------------------------------------|--|---|
| <p>【109 ページ】 第7章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について</p> <p>表 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策の方向性</p> | <p>第7章. 誘導施策</p> <p>1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について</p> <p>(中略)</p> <p>表 7.1 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策の方向性</p> <table border="1" data-bbox="477 535 1448 1159"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> </tr> <tr> <td>● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> </tr> <tr> <td>● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> </tr> <tr> <td>● その他、防災対策等に係る施策</td> <td>● 防災対策の推進</td> </tr> </tbody> </table> | 施策の方向性 | | ● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | ● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | ● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 | ● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | ● その他、防災対策等に係る施策 | ● 防災対策の推進 | <p>第9章. 誘導施策</p> <p>1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について</p> <p>(中略)</p> <p>表 9.1 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策の方向性</p> <table border="1" data-bbox="1466 535 2436 1123"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> </tr> <tr> <td>● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> </tr> <tr> <td>● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</td> <td>● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> </tr> </tbody> </table> | 施策の方向性 | | ● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | ● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | ● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 | ● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | <p>防災対策等に関する施策は、新たに作成した防災指針（第8章）で記載</p> |
| 施策の方向性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 | ● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● その他、防災対策等に係る施策 | ● 防災対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の方向性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 | ● 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 ● 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 ● 居住誘導区域内へのまちなか居住の誘導 ● 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 ● まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ● 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 | ● 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 ● 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【110 ページ】 第7章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について</p> <p>1) 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> | <p>1) 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <p>表 7.2 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="477 1291 1448 1911"> <thead> <tr> <th>取組みの方向性</th> <th>具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導</td> <td>● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など</td> </tr> <tr> <td>中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> <td>● 野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用して、誘導施設の整備を図る。 □ ・中心拠点誘導施設：野洲市民病院（市内総合医療機能と患者サポートセンターの設置、都市機能誘導区域内への診療所の誘導による病診連携強化とがかりつけ医の推進、生活習慣病の重症化や介護予防に向けた取組みの推進 など） ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・都市機能立地支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 | ● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など | 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | ● 野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用して、誘導施設の整備を図る。 □ ・中心拠点誘導施設：野洲市民病院（市内総合医療機能と患者サポートセンターの設置、都市機能誘導区域内への診療所の誘導による病診連携強化とがかりつけ医の推進、生活習慣病の重症化や介護予防に向けた取組みの推進 など） ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・都市機能立地支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など） | <p>1) 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <p>表 9.2 医療環境の効率化（「防ぐ」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="1466 1291 2436 1911"> <thead> <tr> <th>取組みの方向性</th> <th>具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導</td> <td>● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など</td> </tr> <tr> <td>中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備</td> <td>● <u>総合体育館周辺において、野洲市民病院（誘導施設）の整備を進める。</u> □ ・<u>野洲市民病院整備基本構想・基本計画に基づき、本市の中核的医療機関としての役割を果たす病院整備</u> ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・<u>都市構造再編集集中支援事業等の活用</u> □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 | ● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など | 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | ● <u>総合体育館周辺において、野洲市民病院（誘導施設）の整備を進める。</u> □ ・ <u>野洲市民病院整備基本構想・基本計画に基づき、本市の中核的医療機関としての役割を果たす病院整備</u> ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・ <u>都市構造再編集集中支援事業等の活用</u> □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など） | <p>野洲市民病院の整備方針の見直しに合わせて修正。</p> <p>野洲駅周辺地区の都市再生整備計画が当該事業に該当することから、活用例を実態に即して修正</p> | | | | | | |
| 取組みの方向性 | 具体的な施策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 | ● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | ● 野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用して、誘導施設の整備を図る。 □ ・中心拠点誘導施設：野洲市民病院（市内総合医療機能と患者サポートセンターの設置、都市機能誘導区域内への診療所の誘導による病診連携強化とがかりつけ医の推進、生活習慣病の重症化や介護予防に向けた取組みの推進 など） ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・都市機能立地支援事業等の活用 □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組みの方向性 | 具体的な施策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市機能誘導区域内への都市機能（医療機能）の立地誘導 | ● 都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 □ ・病院や診療所の都市機能誘導区域内への立地誘導 ● 都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 □ ・野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 □ ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心拠点や地域拠点における都市機能（医療機能）の整備 | ● <u>総合体育館周辺において、野洲市民病院（誘導施設）の整備を進める。</u> □ ・ <u>野洲市民病院整備基本構想・基本計画に基づき、本市の中核的医療機関としての役割を果たす病院整備</u> ○ 民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 □ ・ <u>都市構造再編集集中支援事業等の活用</u> □ ・市による独自支援の検討（固定資産税等の減免、借入金利子補給、公有地賃借料減免 など） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--------|------------------------------|---|------------------------------|--|-------------------|--|----------------------------|---|--------------------------------|--|---|---------|--------|------------------------------|---|------------------------------|--|-------------------|--|----------------------------|--|--------------------------------|--|---|
| <p>【111 ページ】 第7章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について 2) 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</p> | <p>2) 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 表 7.3 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="477 317 1448 1566"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 317 715 359">取組みの方向性</th> <th data-bbox="715 317 1448 359">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 359 715 695">都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導</td> <td data-bbox="715 359 1448 695"> <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 695 715 1094">中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備</td> <td data-bbox="715 695 1448 1094"> <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援）を活用して、誘導施設の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔関連事業：交流/商業施設（図書館分室、子育て支援施設、市民広場 など）（野洲駅周辺での健康増進イベントや地産のマルシェ等の開催、関連企業と連携した物販・サービス・起業支援など、高齢者等の外出機会の強化や多世代交流につながるような魅力あるにぎわい施設の誘導を図る） ●北部合同庁舎市民サービスセンター内に、市民活動支援・市民相談機能を新設し、にぎわいと安心の増幅を図る。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1094 715 1314">居住誘導区域内のまちなか居住の誘導</td> <td data-bbox="715 1094 1448 1314"> <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1314 715 1409">若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実</td> <td data-bbox="715 1314 1448 1409"> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔子育て世代の定住に対する家賃補助制度の導入検討 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1409 715 1566">まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> <td data-bbox="715 1409 1448 1566"> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔住替えを支援する仕組みづくりの検討 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援）を活用して、誘導施設の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔関連事業：交流/商業施設（図書館分室、子育て支援施設、市民広場 など）（野洲駅周辺での健康増進イベントや地産のマルシェ等の開催、関連企業と連携した物販・サービス・起業支援など、高齢者等の外出機会の強化や多世代交流につながるような魅力あるにぎわい施設の誘導を図る） ●北部合同庁舎市民サービスセンター内に、市民活動支援・市民相談機能を新設し、にぎわいと安心の増幅を図る。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 | 居住誘導区域内のまちなか居住の誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔子育て世代の定住に対する家賃補助制度の導入検討 | まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔住替えを支援する仕組みづくりの検討 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など | <p>2) 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策 表 9.3 拠点のにぎわい増幅（「集まる」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="1466 317 2436 1566"> <thead> <tr> <th data-bbox="1466 317 1703 359">取組みの方向性</th> <th data-bbox="1703 317 2436 359">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 359 1703 695">都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導</td> <td data-bbox="1703 359 2436 695"> <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 695 1703 1094">中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備</td> <td data-bbox="1703 695 2436 1094"> <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅南口周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、多世代が多目的に利用できるにぎわい空間・施設の整備を官民連携の手法により進める。 <ul style="list-style-type: none"> 〔都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用した誘導施設等の整備（市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設、など） ●総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1094 1703 1314">居住誘導区域内のまちなか居住の誘導</td> <td data-bbox="1703 1094 2436 1314"> <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1314 1703 1409">若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実</td> <td data-bbox="1703 1314 2436 1409"> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔結婚新生活支援事業の利用促進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1409 1703 1566">まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり</td> <td data-bbox="1703 1409 2436 1566"> <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔住替えを支援する仕組みづくりの検討 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅南口周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、多世代が多目的に利用できるにぎわい空間・施設の整備を官民連携の手法により進める。 <ul style="list-style-type: none"> 〔都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用した誘導施設等の整備（市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設、など） ●総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 | 居住誘導区域内のまちなか居住の誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔結婚新生活支援事業の利用促進 | まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔住替えを支援する仕組みづくりの検討 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など | <p>野洲市民病院の整備方針の見直しや、野洲駅南口周辺整備構想の進捗に合わせて修正</p> <p>令和5年度より新たな制度の運用が始まっているため修正</p> |
| | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅周辺地区については、都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援）を活用して、誘導施設の整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔関連事業：交流/商業施設（図書館分室、子育て支援施設、市民広場 など）（野洲駅周辺での健康増進イベントや地産のマルシェ等の開催、関連企業と連携した物販・サービス・起業支援など、高齢者等の外出機会の強化や多世代交流につながるような魅力あるにぎわい施設の誘導を図る） ●北部合同庁舎市民サービスセンター内に、市民活動支援・市民相談機能を新設し、にぎわいと安心の増幅を図る。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居住誘導区域内のまちなか居住の誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔子育て世代の定住に対する家賃補助制度の導入検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔住替えを支援する仕組みづくりの検討 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組みの方向性 | 具体的な施策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市機能誘導区域内への都市機能（にぎわい機能）の立地誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 〔大規模小売店舗、文化施設・図書館、子育て支援施設の都市機能誘導区域内への立地誘導 ●都市機能の立地誘導に向けて、様々な取組みの検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 〔野洲市公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の再編や施設活用 ・都市再開発の推進、空き地等の低・未利用地の活用 ・地区計画等の活用 など ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心拠点や地域拠点における都市機能（にぎわい機能）の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅南口周辺においては、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、多世代が多目的に利用できるにぎわい空間・施設の整備を官民連携の手法により進める。 <ul style="list-style-type: none"> 〔都市再生整備計画事業[野洲駅周辺地区]（都市構造再編集集中支援事業）を活用した誘導施設等の整備（市民広場、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化スポーツ施設、など） ●総合体育館周辺においては、人々の交流や健康づくりにつながる機能の誘導に向けて、市街化区域の設定を目指す。 ○民間等の誘導施設整備に対して、国等による支援制度等の活用を検討する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 居住誘導区域内のまちなか居住の誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域内のまちなか居住の促進に向けて、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用する。 ●空き家等対策計画の策定と、居住誘導区域内で重点的に空き家活用の促進を図る。 ○老朽化した都市計画施設については、生活の安全性や利便性の維持・向上のため計画的な改修、更新を進める。（事業詳細については別添の事業一覧を参照） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 若者・子育て層等の流入・定着を図る居住支援施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、若者・子育て層を中心とする定住の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔結婚新生活支援事業の利用促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まちなかの利便性を活かした高齢者が暮らしやすい居住環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●住生活基本計画に基づき、高齢者向けの良質な民間住宅の供給の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 〔住替えを支援する仕組みづくりの検討 ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃支援 など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|--------|---------------------------|--|-------------------------|--|--|---------|--------|---------------------------|--|-------------------------|--|---|
| <p>【112ページ】 第7章. 誘導施策 1. 都市機能及び居住機能を維持・確保するための施策について 3) 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</p> | <p>3) 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 表 7.4 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="480 317 1445 1692"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 317 718 359">取組みの方向性</th> <th data-bbox="718 317 1445 359">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 359 718 1136">中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実</td> <td data-bbox="718 359 1445 1136"> <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通ネットワーク構想 _____ に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 ○ 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）間の路線強化とともに、民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外をネットワーク化する。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 ・ 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1136 718 1692">中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> <td data-bbox="718 1136 1445 1692"> <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ● 野洲駅南口において、市民病院と駅・駅周辺集客施設を結ぶヘルスケアストリートを整備し、周辺の市民広場等を結ぶ魅力的な散策・歩行環境を整備することにより、歩きたくなる拠点地区のモデルとしていく。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 | <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通ネットワーク構想 _____ に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 ○ 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）間の路線強化とともに、民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外をネットワーク化する。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 ・ 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など | 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ● 野洲駅南口において、市民病院と駅・駅周辺集客施設を結ぶヘルスケアストリートを整備し、周辺の市民広場等を結ぶ魅力的な散策・歩行環境を整備することにより、歩きたくなる拠点地区のモデルとしていく。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 | <p>3) 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策 表 9.4 拠点利用を高める公共交通網の強化（「歩く」仕組みづくり）に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="1469 317 2433 1692"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 317 1706 359">取組みの方向性</th> <th data-bbox="1706 317 2433 359">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1469 359 1706 1136">中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実</td> <td data-bbox="1706 359 2433 1136"> <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>滋賀県道路整備アクションプログラム・野洲市交通ネットワーク構想・野洲市道路整備計画</u>に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>野洲市地域公共交通計画（令和5年度中策定）に基づく公共交通ネットワーク整備の推進を図る。</u> 〔 ・ <u>中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺）間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。</u> 〔 ・ <u>民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外のネットワークの維持を図る。</u> 〔 ・ <u>コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。</u> ● <u>駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。</u> <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 ・ 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1136 1706 1692">中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実</td> <td data-bbox="1706 1136 2433 1692"> <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ○ <u>総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。</u> ○ <u>野洲駅周辺において、野洲駅南口周辺整備構想に基づくにぎわいのある居心地の良い駅前空間の整備に合わせて、周辺地域からアクセスしやすい歩行環境整備を検討する。</u> <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 | <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>滋賀県道路整備アクションプログラム・野洲市交通ネットワーク構想・野洲市道路整備計画</u>に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>野洲市地域公共交通計画（令和5年度中策定）に基づく公共交通ネットワーク整備の推進を図る。</u> 〔 ・ <u>中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺）間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。</u> 〔 ・ <u>民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外のネットワークの維持を図る。</u> 〔 ・ <u>コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。</u> ● <u>駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。</u> <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 ・ 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など | 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ○ <u>総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。</u> ○ <u>野洲駅周辺において、野洲駅南口周辺整備構想に基づくにぎわいのある居心地の良い駅前空間の整備に合わせて、周辺地域からアクセスしやすい歩行環境整備を検討する。</u> <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 | <p>野洲市道路整備計画が策定されたことから追記。</p> <p>地域公共交通計画（R5 年度中策定）の方向性を反映</p> <p>地域拠点（総合体育館周辺）の追加に合わせて修正。</p> <p>野洲駅南口周辺整備構想の見直しに合わせて修正。</p> |
| 取組みの方向性 | 具体的な施策 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 | <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通ネットワーク構想 _____ に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。 ● 駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。 ○ 中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）間の路線強化とともに、民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外をネットワーク化する。 <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 ・ 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ● 野洲駅南口において、市民病院と駅・駅周辺集客施設を結ぶヘルスケアストリートを整備し、周辺の市民広場等を結ぶ魅力的な散策・歩行環境を整備することにより、歩きたくなる拠点地区のモデルとしていく。 <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組みの方向性 | 具体的な施策 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心拠点や地域拠点を利用しやすいネットワークの充実 | <p>【道路ネットワークの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>滋賀県道路整備アクションプログラム・野洲市交通ネットワーク構想・野洲市道路整備計画</u>に基づく道路整備の推進を図る。 <p>【公共交通ネットワークの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>野洲市地域公共交通計画（令和5年度中策定）に基づく公共交通ネットワーク整備の推進を図る。</u> 〔 ・ <u>中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺）間の路線強化、及び公共交通ネットワークの構築を検討する。</u> 〔 ・ <u>民間バスとコミュニティバスの連携・乗換拠点として官民連携による効率的な路線運営を構築し、まちなかと郊外のネットワークの維持を図る。</u> 〔 ・ <u>コミュニティバスについて、民間事業者と連携し、利用促進に向けた取組みを行う。</u> ● <u>駅及び駅周辺のバリアフリー整備、バス車両・バス停等のバリアフリー化の促進を図る。</u> <p>【公共交通の利用促進（モビリティマネジメントの促進）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの位置情報アプリの運用により、利用者の利便性向上を図る。 ○ 公共交通の利用促進やモビリティマネジメントに関する取組みの活性化を検討する。 〔 ・ 公共交通の利用促進キャンペーン等の開催 ・ 交流イベントとバス利用が連携した施策パッケージの創造（割引制度導入等のインセンティブ施策も含む） など | | | | | | | | | | | | | | |
| 中心拠点や地域拠点周辺を歩きたくなる環境の充実 | <p>【拠点地区内の歩行・回遊環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「滋賀県道路整備アクションプログラム」に基づく歩道整備の推進を図る。 ○ 中心拠点や地域拠点を中心に、周辺の公共施設や地域資源等を結ぶ健康散策ルートを位置づけ、地域資源等の魅力や散策ルート、歩行時間等を示したサインを主要な回遊ポイントに設置し、拠点周辺の歩行活動の促進を図る。 ○ <u>総合体育館周辺において、豊かな自然環境を活かした交流施設整備の検討を進め、拠点地域内の回遊環境の創造を検討する。</u> ○ <u>野洲駅周辺において、野洲駅南口周辺整備構想に基づくにぎわいのある居心地の良い駅前空間の整備に合わせて、周辺地域からアクセスしやすい歩行環境整備を検討する。</u> <p>【歩行活動を促進するイベント等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サロン等の取組みと連携しつつ、集客施設利用や公共交通利用と連携した歩行を含むイベントの企画実施や、歩行・散策を楽しむインストラクター等の育成を図り、歩行活動を促進する。 | | | | | | | | | | | | | | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 | | | | |
|--------------|---|---------|--------|---------|--|------|---|
| | <p>4) その他、防災対策等に係る施策</p> <p style="text-align: center;">表 7.5 その他、防災対策等に係る施策</p> <table border="1" data-bbox="477 359 1448 527"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 359 715 401">取組みの方向性</th> <th data-bbox="715 359 1448 401">具体的な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 401 715 527">防災対策の推進</td> <td data-bbox="715 401 1448 527"> <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水等の被害の発生が想定される地域では、河川改修、雨水幹線の整備や、開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する。（一級河川枝王井川改修（滋賀県事業）、童子川雨水幹線整備 など） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ●：関連計画等に位置づけられた施策、○：今後検討が必要な施策</p> <p>(中略)</p> | 取組みの方向性 | 具体的な施策 | 防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水等の被害の発生が想定される地域では、河川改修、雨水幹線の整備や、開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する。（一級河川枝王井川改修（滋賀県事業）、童子川雨水幹線整備 など） | (削除) | <p>防災対策等に関する施策は、新たに作成した防災指針（第8章）で記載</p> |
| 取組みの方向性 | 具体的な施策 | | | | | | |
| 防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水等の被害の発生が想定される地域では、河川改修、雨水幹線の整備や、開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する。（一級河川枝王井川改修（滋賀県事業）、童子川雨水幹線整備 など） | | | | | | |

野洲市立地適正化計画一部改訂（案） 対照表

| 計画改訂（案）の該当箇所 | 現行 | 改訂（案） | 改訂方針 |
|--|-----------------------|---|---|
| <p>【118 ページ】 第 8 章. 目標値の設定 2. 目標値の設定</p> | <p>図 8.1 目標達成への流れ</p> | <p>図 10.1 目標達成への流れ</p> <p>第 11 章. 計画の進行管理 (以下略)</p> | <p>第 8 章 防災指針の追加に合わせて、災害に対する安全・安心の確保に係る目標値の項目を追加。</p> |
| <p>第 9 章. 計画の進行管理 (以下略)</p> | | | |